

令和5年1月23日

第32回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第32回総会議事録

1. 日 時 令和5年1月23日(月) 午後3時00分

2. 会 場 市民会館 401号室

3. 出席委員 20名

4. 出席の委員

2番	小山 正雄	3番	柴山 栄重	4番	吾妻 良博
5番	加藤 良子	6番	中村 謙一	7番	野崎 俊幸
8番	浪岡 真澄	9番	油井 妙子	10番	渡邊 俊春
11番	大宮 篤司	12番	菅野 善晴	13番	菱沼寿美恵
16番	古関 恵子	17番	関 健一	18番	安田 善喜
19番	渡邊 友一	20番	黒澤喜久夫	22番	阿部 哲也
23番	穴戸 薫	24番	芳賀 正寿		

5. 欠席の委員

1番	栗原 武弘	14番	渡邊 正芳	15番	尾形 寅昭
21番	齋藤 貴裕				

6. 事務局の出席者

事務局長	関根 卓也		
農地係長	阿部 三起夫		
主 査	氏家 悠也	副主査	菅野 貴裕

議案の内容

第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について

第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について

ります。次に、整理番号2番が「営農型発電設備本体の一時転用」申請です。農地の上部に設置される、パネルや支柱、変電設備、沈砂池などが該当となります。一時転用許可の期間としては、下部農地の営農者である法人が、認定農業者であるため許可後から10年間となりますが、事業期間は、16年の予定ですので、一時転用許可の期限が到来する日までに再度許可を得る必要があります。最後の整理番号3番は、営農型発電設備を設置することにより増加が見込まれる雨水を、事業地の農地内で浸透処理するため、「浸透施設の地下埋設設置に係る工事のための一時転用」申請となり、工事期間は、許可後から令和6年3月末までの予定となっております。いずれも同一事業の目的に供する農地転用申請ですが、事前審査における県の指示のもと、申請者、権利内容、転用期間等がそれぞれ異なることから、3件に分けて申請がなされているものです。区域協議会では、農地法の転用基準に照らし、慎重に審議を行って参りましたが、別添「調査書」の内容などから、不許可の要件に該当するとは言えないとの意見となりました。また、議案に係る吾妻区域協議会との合同審査も行う中で、議案審議の過程で様々な意見が出され、このことを事業者へ伝えていきたいと思い、要望としてまとめました。資料を準備いたしましたので、お配りしてもよろしいでしょうか。

議長
10番

お願いします。

それでは、読みあげます。

営農型太陽光発電設備設置及び営農状況報告に関する要望について

- 1、「福島市の豊かな自然と魅力ある景観を次世代へ守り継ぐための太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を含め、当該事業に係る法令や条例で定められた事項を遵守していただくよう要望します。
- 2、環境に対する企業の責任として、一時転用期間中に水害等の発生するおそれがある場合には、予め適切な対策を講じるとともに、実際に災害が生じた場合には、関係機関及び市農業委員会に速やかに報告の上その対応を協議し、責任をもって復旧等の対応をおこなっていただくよう要望します。
- 3、事業計画において、開発による流量増の対策をされておりますが、近年、異常気象等による豪雨が観測されており、雨水対策強化等の意見があるため、雨水対策施設等の維持管理に万全を期していただくよう要望します。なお、維持管理にあたっては、雨量計やカメラ等の設置の必要性について、十分に検討いただくよう要望します。
- 4、工事進捗状況報告及び完了報告にあたっては、空撮画像を用いるなど効果的な方法により報告くださるよう要望します。
- 5、営農型発電設備の設置を予定している農地は、傾斜のきつい場所があると想定されるため、作業者の安全確保に充分配慮いただくよう要望します。また、パネル下部の作業においては、作業効率が低下するため、計画的な作業を心がけるよう要望します。
- 6、営農状況確認のため、農作業中（刈り倒し前、収穫作業中、収穫後のロール作業中等）に農業委員等により現地確認を実施する場合には、協力くださるよう要望します。
- 7、毎年の営農状況の報告にあたっては、県北農林事務所の専門員等から営農状況に関して必要な助言を得た上で報告するとともに、発電設備等の施工期間中については、施工場所と営農場所を明示し、作付面積を明らかにした上で報告くださるよう要望します。
- 8、水害等の災害発生防止の観点より、営農状況の報告に合わせ、雨水対策施設等の管

理状況等についても写真を用いるなど効果的な方法により報告くださるよう要望します。

9、周辺農地の耕作者及び近隣住民等との協調を保ちながら、事業に取り組んでいただくよう要望します。

10、営農型太陽光発電事業については、農山漁村における所得の機会の確保、耕作放棄地解消等の観点から、近年、非常に関心が高い事業であることから、その趣旨を十分にご理解いただき、国内最大級の営農型太陽光発電事業としてふさわしい事例として、事業に取り組んでいただくよう要望します。

以上、10項目をまとめましたので併せてご審議をお願いします。

議長 只今説明がありました、区域協議会の意見、要望の内容などについて、ご意見、ご質問ございませんか。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 基本的なことになってしまいますが、この申請人の合同会社はどういう会社なのか。出資する会社であるのか、資本金はいくらで、従業員数は何人で、現行どういった事業を行っているのか分ければ教えていただきたいと思います。

農地係長 議長事務局（発言を求める。）

議長 事務局（発言を許可する。）

農地係長 こちらの事業者は、特別目的会社ということで、それぞれ色々な法人が出資をして構成されている合同会社となっております。したがって、あくまでも本事業を行うための会社ということになりますから、当該事業者の資本金であったり、従業員数であったりというのは、特にございませぬ。なお、今回は営農型太陽光発電事業ということで、下部で営農して、その上にパネル設置するということであり、全体的な事業に関しまして取りまとめしている事業の責任者でございます。事業の中身を申し上げますと、発電所全体の運営管理、太陽光発電設備の監督、電気主任技術者の選任などで、発電事業者という形になってございます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 何か聞きたいかと言いますと、最初に事業をやるといった会社が変わったり、土地の所有者が変わったりと現実的な問題があります。今回の申請者に要望書を出すのであれば、要望書の中身がそのまま次の会社に引き継がれるのかどうか、信用しない訳ではありませんが、その辺が心配です。何か問題があった場合は、この事業者が住民へ適切な対応をするという認識でよろしいでしょうか。

農地係長 今回の申請者であり事業責任者は、こちらの事業者になりますので、そうなります。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 例えば災害が発生し、農家に被害が生じた場合、被害者自身が声を上げ相手方に訴えなければなりません、それは不可能なことです。そういったことが現実的な問題としてあります。ですから、事業者には責任のあり方をしっかりと確認して、万が一責任を取れないのであれば行政が代わりに責任を取るなど、そこまで踏み込まなければ難しい大

農地係長
議長
農地係長

変な時代になっていると思います。

議長事務局（発言を求める。）

事務局（発言を許可する。）

只今、委員が発言された災害等に対する心配は、事務局でも当然心配しているところではありますので、これまで農業委員及び農地利用最適化推進委員で現地を確認し、さらに先日、事業者からの説明会も開催し、そういったところもご指摘いただきました。事業者側でも、皆様の意見を聞いており、事務局としましては、事業計画に基づいて、そういった災害等が発生しないように、しっかりと管理してくださいというところはお伝えしながら、さらに皆様が不安に思っているような部分についても、しっかりと確認いただき事業を進めていただきたいということを申し上げております。今後そういう心配もあるとは思いますが、農地転用の許可或いは許可するにあたっての条件等で、そこまで言及することはなかなか難しい部分があります。そういったところも今回、担当区域の方で要望として、本当に実効性がある対策等を行っていただきたいということで取りまとめたものと思います。そういった中で、事務局としましても事業者には再度、災害等が起こった場合の対応、また起こさないような対策、そういったものをしっかりとしてくださいということは申し上げていきたいと考えております。

18番

議長18番（発言を求める。）

議長

18番（発言を許可する。）

18番

要望書は、当該申請者に出すという事でしょうか。

事務局長
議長
事務局長

議長事務局（発言を求める。）

事務局（発言を許可する。）

そのとおりでございます。今回、申請人である事業者より基本的に申請が上がってきていますので、それに対して色々な書類を添付いただいて、書類及び内容を事務局で審査をして今回議案として上げさせていただいております。したがって、今回、審査事項につきましては、それが転用基準に該当するかどうかという部分と、あとはその審査の中で出てきたこの要望については、事業者に対して、農業委員会の総意で今後採決いただければ、それを事業者に要望していくという形になります。また、今回は営農型太陽光発電事業でございますので、当然毎年1回、営農状況については、農業委員会の方に報告する義務がございます。その報告を受けて、中身の確認をしていく中で、毎年継続して審査を進めていくようになりますので、今現在は当該事業者の申請という形で、今回、審議の方いただければと考えております。

議長

よろしいでしょうか。ご意見、ご質問ございませんか。

2番

議長2番（発言を求める。）

議長

2番（発言を許可する。）

2番

ここに書いてある要望については、気持ちとしては、皆様理解します。私も理解します。ただし、農地法上どれが関係しているのか、どこが農地法に関係するのかということについては、非常にやはり意味不明だと私は思っております。事務局に確認しますが、今回、この要望をするということは、今後の太陽光発電関係についてはすべてこれからこういう要望書を出すということになるのかどうか確認をさせていただきたいと思えます。行政上の公平性が保たれているのかどうかを確認するということです。

事務局長	議長事務局（発言を求める。）
議長	事務局（発言を許可する。）
事務局長	今回の要望につきましては、先ほど申し上げた転用基準の部分以外で、その他の審議の中で出てきた要望です。したがって、すべてにおいて、農地法のどれということではありません。許可にするか不許可にするか、審査基準上の明確さに加え、農業委員総意の中で、今後進めていただく上で必要な部分についてまとめて、事業者をお願いするものです。あくまで条件ではないので、要望という形で、今後の事業の中でお願いをするというスタンスになってございます。それで、今後どうするかという部分もでございます。今申し上げたようにすべてにおいて必要になるのか、ということにはなりますが、今回この審査の中で出てきた部分でございますので、今後の公平性も考えながら、対応については検討していきたいと思っております。今回はこの審査の中で、こういったものをお願いして、進めるべきではないかというような区域のお話があったということで、本日提案されたものと思っております。今後の中でそれが必要なかどうかは、これから採決も含めて進めていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。
議長	色々と要望事項等についてご質問がございました。その他、ご意見、ご質問ございませんか。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	4番（発言を許可する。）
4番	現状は問題ないと思いますが、事業継承された場合の対策として、覚書なり協定書を文書で残すことで法人として社会的責任を明確にできるのではないかと思います。私の意見です。
議長	それぞれ要望事項等については、意見があるようでございますが、議案第1号について採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。 【「異議なし」の声】
議長	区域協議会から出されました要望については、議案と分けて、議案第1号、整理番号1番から3番までの採決後にお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。 【「異議なし」の声】
議長	それでは採決をいたします。採決方法は挙手による採決といたします。 議案第1号整理番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 【賛成委員挙手】
議長	賛成16名。賛成多数ですので、議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番については、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、整理番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 【賛成委員挙手】
議長	賛成16名。賛成多数ですので、議案第1号整理番号2番については、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、整理番号3番について、原案のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求め

ます。

【賛成委員挙手】

議長 賛成16名。賛成多数ですので、議案第1号整理番号3番については、原案のとおり、許可と決定いたします。

次に、区域協議会で提出されました要望について、資料記載の内容により、農業委員会として事業者へ要望することに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成委員挙手】

議長 賛成18名。賛成多数でありますので、総会で確認された内容により、農業委員会の総意として事業者へ要望をすることといたします。

次に、議案第2号について、事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書の3ページをご覧ください。議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、こちら、令和5年1月18日開催の第24期、第31回総会において、本総会での審議といたしました区分地上権設定の許可申請3件で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないものと考えます。

区域番号3番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号1番及び2番についてご説明いたします。ただいま協議いただきました議案第1号の関連でございますが、太陽光発電設備の設置に当たり、空中部分に区分地上権を設定する案件でございます。周辺農地に特に影響はなく、区域協議会の中では、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号3番についてご説明いたします。こちらの採草地であります。譲渡人が牧草栽培されているところに、整理番号1番及び2番と同様に営農型発電に係る区分地上権の設定となりますので、周辺営農にも支障がないということでありまして、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 それでは、これより採決に入ります。採決方法は挙手による採決といたします。

議案第2号整理番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求

めます。

【賛成委員挙手】

議長 賛成17名。賛成多数ですので、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番については、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、整理番号2番について、原案のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成委員挙手】

議長 賛成17名。賛成多数ですので、議案第2号整理番号2番については、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、整理番号3番について、原案のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成委員挙手】

議長 賛成17名。賛成多数ですので、議案第2号整理番号3番については、原案のとおり、許可と決定いたします。

議長より発言させていただきます。

今回の審議案件も含め、近年、福島市でも太陽光発電事業が進んでおります。農地に関係すれば、農業委員会は農地法の許可基準に基づき審査をし、基準を満たせば許可案件となってきますが、自然災害や開発行為に伴う地域への影響などは、農業委員会では対応が困難な課題であり、行政など関係機関の力を借りることはできないものかと思っております。農業委員会として、行政などへ意見、要望として伝えることができないか、方法なども含めて、事務局で検討していただけないかと考えますが、事務局いかがでしょうか。

事務局長 今、議長から言われた件につきましては、事務局の方で整理、検討しまして、まとめ次第、皆様の方に提示していきたいと思っておりますので、もう少し時間をいただきたいと思えます。

議長 事務局、よろしくお願いいたします。

これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理 (会長職務代理より閉会の言葉)

慎重審議ありがとうございました。

これで、第32回総会を終了いたします。

(午後3時40分)

令和5年1月23日

これは、福島市農業委員会第32回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人10番 _____

議事録署名人22番 _____